

仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例について

1 目的

「防災環境都市」としての仙台における脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続きについて必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的とする。

2 対象：出力 20kW 以上の太陽光発電施設（建物の屋根や屋上等に設置するものを除く。）

3 設置規制区域内への設置に関する手続

- ・設置規制区域内に太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた者は誓約書を提出しなければならない。

設置規制区域：①地すべり防止区域、②急傾斜地崩壊危険区域、③土砂災害特別警戒区域、④砂防指定地、⑤狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止等区域であって規則で定める区域、⑥鳥獣保護区であって規則で定める区域、⑦特別保護地区であって規則で定める区域、⑧特別環境保全区域

4 設置規制区域外への設置に関する手続

- ・設置規制区域外に太陽光発電施設の設置をしようとする事業者は、あらかじめ事業計画及び誓約書を市長に届け出なければならない（その後の事業計画の変更時も同様）。

5 地域住民への説明等

- ・事業者は、地域住民等に対し、事業計画の内容を説明しなければならない。この場合において、事業者は地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。
- ・事業者は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 運用・管理

- ・大規模事業者（出力 1,000kW 以上の太陽光発電施設の事業者。）は、当該事業の実施に起因して生じた他人の生命・身体・財産に係る損害を補填する保険・共済に加入しなければならない。
- ・大規模事業者は、財務計算に関する諸表を市長に提出しなければならない。

7 廃止

- ・事業者は、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

8 撤去・処分（保険・リユース・リサイクル・廃棄）

- ・事業者は、事業を廃止しようとするときは、使用済み施設のリユース・リサイクルに努めるとともに、関係法令に基づき適切に廃棄処理をしなければならない。
- ・大規模事業者は、災害等による事業途中での修繕、撤去及び処分に備え、火災保険・地震保険等に参加しなければならない。

9 指導・助言・勧告・罰則等

- ・市長は、指導助言、報告徴収、立入検査、勧告、措置命令、事業者名の公表を行うことができる。

10 附則

- ・設置許可申請に関する事項等については、既存施設には適用しない。
- ・設置規制区域内にある既存施設については、施行日までに、事業概要・誓約書・維持管理等計画を市長に提出しなければならない。
- ・設置規制区域外にある既存施設については、施行日までに、維持管理等計画を作成し、公表するよう努めなければならない。
- ・市長は、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（スケジュール）

令和5年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～12月
条例公布 ●	規則・手引等作成 ←→				事業者向け 説明会 ●		施行 ←→
←→ 制度周知（ホームページ、チラシ配布など）							